

松阪市立小中学校
児童生徒用タブレット等の整備並びに保守管理
公募型プロポーザル実施要領

令和 2 年 7 月

松阪市教育委員会事務局 学校支援課

1. 趣旨

(1) 背景

少子高齢化・グローバル化等の社会的変化に対応するための手段として、様々な分野において ICT が活用されている。AI・RPA・ビッグデータ等をはじめとする先端技術は、既に現代社会においても広く活用が求められようになってきた。その一方で、日本の教育現場における ICT の活用状況は、決して十分な状況であるとは言えず、経済協力開発機構（OECD）の学習到達度調査（PISA2018）においては、教育分野における ICT 活用度の低さが発表されたところである。また、令和元年 12 月に閣議決定された GIGA スクール構想の実現においては、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律の ICT 環境整備が急務とされた。

(2) 目的

多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現するため、本プロポーザルにより児童生徒に 1 人 1 台の学習用タブレットを導入し、学校現場における利活用の促進や効果的・効率的な運用を実現するための運用体制を構築する。

(3) 本実施要領の位置づけ

学習用タブレットの整備を円滑にすすめ、安全かつ効果的に活用するために必要となるソフトウェア、運用保守・支援等について、本市に最も適した内容を選定するための公募型プロポーザルの実施に際して、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の内容

(1) 業務の名称

松阪市立小中学校児童生徒用タブレット導入支援業務（以下「導入支援業務」という。）
松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等賃貸借（以下「機器賃貸借」という。）

(2) 業務の内容

松阪市立小中学校において、児童生徒が利用する学習用タブレット等の賃貸借・保守及び、その導入に際して必要となる端末・ソフトウェア等のキッティング作業、導入研修等に係る業務で、詳細は別紙「松阪市立小中学校児童生徒用タブレット導入支援業務委託仕様書」及び「松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等賃貸借に係る調達仕様書」のとおりとする。

(3) 契約期間

導入支援業務：契約の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

（キッティング作業については令和 2 年 12 月 31 日まで）

機器賃貸借： 令和 3 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで（5 ヶ年）

3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、導入支援業務及び機器賃貸借の趣旨を理解し、児童生徒の利用する教育用タブレットの導入及び運用に関する実績と能力がある企業で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- ①松阪市契約規則（平成 17 年 1 月 1 日規則第 64 号）第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿（業務委託）に登録があること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。
- ④松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- ⑦移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者で、松阪市内の移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している者であること。
- ⑧過去 3 年以内に、国または地方公共団体において教育用タブレットの導入に関する契約を締結し、1 年間以上の運用実績があること。

4. 提案上限額

①導入支援業務	63,288,000 円
②機器賃貸借（通信費を含む）	1,288,943,000 円（令和 3 年 1 月 1 日から 60 か月）
総 額	1,352,231,000 円

※上記は、いずれも消費税及び地方消費税を含む。

※提案上限額は、①、②それぞれに設けるものとし、いずれか 1 つでも上限額を超える場

合の提案は無効とするため注意すること。

※②は文部科学省「公立学校情報機器整備費補助金（公立学校情報機器リース事業）」による補助金額を差し引きした金額とすること。

※機器賃貸借の費用には、タブレット本体の借上げに加えて、必要となるソフトウェアライセンス費用及び保守等に係る費用をすべて含めること。

5. プロポーザルへの参加にあたっての留意事項

(1) プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

(5) 提供資料の取り扱い

委託者から提供される資料は取り扱いに注意するとともに、無断で本プロポーザルにかかる検討以外の目的で使用することを禁止する。

(6) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- ①参加資格条件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。

⑤その他選考にかかる不正行為があったもの。

(7) その他

本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

6. 参加申請

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市教育委員会事務局 学校支援課 子ども支援研究センター

〒515-0818 三重県松阪市川井町 690 番地 1

電 話 0598-26-1900

F A X 0598-26-1901

E-mail kyo.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) 本プロポーザル実施のスケジュール

公告日	7月27日（月）
参加申請にかかる質問提出期限	8月 5日（水）
参加申請にかかる質問回答期限	8月 7日（金）
参加申請書提出期限	8月11日（火）
参加資格審査結果通知日	8月12日（水）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	8月17日（月）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	8月19日（水）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	8月20日（木）
審査日程の通知	8月21日（金）
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	8月27日（木）
最優秀提案者の決定	9月上旬

(3) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 令和2年7月27日（月）～8月11日（火）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後0時から午後1時までの間を除く。

閲覧場所 (1)に同じ。(関係様式等は市のホームページからダウンロードが可能。)

URL : <https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/73/tablet2020.html>

(4) 参加申請にかかる質問提出期限

令和 2 年 8 月 5 日 (水) 午後 5 時必着

なお、質問の要旨を質問書(様式第 5 号)に記載し、所管課に FAX 又は電子メールにて送信すること。

(5) 参加申請にかかる質問回答期限

原則として、令和 2 年 8 月 7 日 (金) までに、質問者にのみ随時回答する。

(6) 参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和 2 年 8 月 11 日 (火) 午後 5 時必着

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便による。

提出書類 ①参加申請書(様式第 1 号)

②事業者概要(沿革、代表者の履歴等)・・・(任意様式)

③業務実績調書(様式第 2 号)及び契約書の写し等

※国又は地方公共団体と締結した契約書の写し等(導入支援及び賃貸借業務等を受託し、契約を履行した内容の確認がとれるもの。)

④納税に関する証明書(発行から 3 か月以内のもの。)

・税の完納を証明する書類又はその写し

・法人税(国税)、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

なお、提出書類は証明書等を除き、すべて A4 サイズとする。

(7) 参加資格審査結果通知日(※参加資格者の決定)

通知日 令和 2 年 8 月 12 日 (水)

通知方法 文書及び電子メールにより参加者へ送信する。

(8) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限

令和 2 年 8 月 17 日 (月) 午後 5 時必着

※質問の要旨を質問書（様式第 5 号）に記載し、所管課に FAX 又は電子メールで送信すること。

(9) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和 2 年 8 月 19 日（水）までに、参加者に随時回答する。

(10) 企画提案書及び提案見積書等提出期限、提出場所、提出方法及び記載内容等

提出期限 令和 2 年 8 月 20 日（木）午後 5 時必着

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便による。

なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類 ①企画提案書（様式第 3 号を含む。）

②提案見積書（様式第 4 号。提案見積内訳書（様式第 4 - 2 号）を含む）

③付属資料（任意）

【企画提案書の作成上の留意事項】

①企画提案書の様式は、A4 両面横書きとすること（縦長・横長は問わない）。

②企画提案書は、「正本」1 部と「副本（社印を押印せず、社名は一切削除すること。）」7 部、電子媒体 1 部を添付すること。電子媒体には、紙媒体で提出する文書をすべて含めること。電子媒体は PDF 形式又は Microsoft Office 形式とすること。

③企画提案書は、別紙「松阪市立小中学校 児童生徒用タブレット等の整備並びに保守管理プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）及び「企画提案書等記載事項」（以下「記載事項」という。）に沿って、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。なお、企画提案書を記載する際は、どの項目に対する記述であるかを明らかにすること。その他、仕様書に従って積極的な提案を行うこと。

④記載事項の「必須」に「○」がある項目は、「記載事項」の内容にかかる提案が行われなかった場合は失格となるので、記述の際は注意すること。

⑤企画提案書は、全部で 50 ページ以内に収めること。また、必ずページ番号を表記すること。

⑥「実施要領や仕様書の記載のとおり」といった記述にしないようにすること。

⑦契約締結の際には、本プロポーザルの仕様書に加え、企画提案書を添付するので、確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書等に記載された内容は、すべて提案

者が実現を約束したものとみなす。

⑧仕様書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

⑨提案見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

【提案見積書の作成上の留意事項】

①提案見積書は、様式第 4 号に従い作成すること。

②提案見積書は、企画提案書とは別に作成すること。

③提案見積書は「総額」を記載し、「導入支援業務」と「賃貸借業務」の内訳を、提案見積内訳書(様式第 4-2 号)に記載すること。

④提案見積書は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。

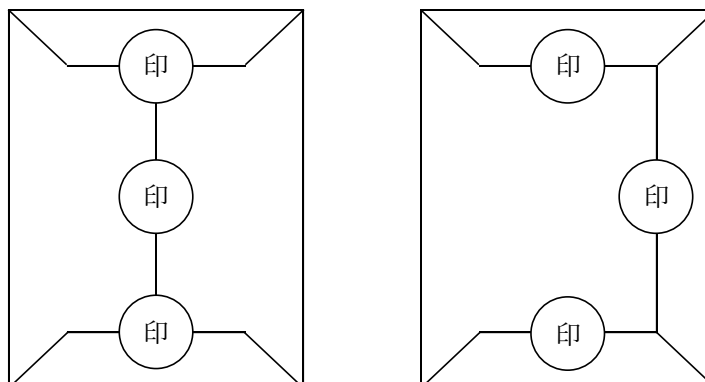
⑤提案見積書を提出する際は、封筒に入れ、封緘（封の糊付け）をし、封筒の継ぎ目に封印（押印）すること。印は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用すること。

【提出用封筒参考例】

提案見積書用封筒（表）

提案見積書在中	
あて先	松阪市長
件名	〇〇〇
商号	〇〇〇
代表者名	〇〇〇

提案見積書用封筒（裏）



【提案が無効となる場合】

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

①提案見積書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい提案。

②提案見積額に関して、桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされた場合。

③提案見積書用封筒に封緘（封の糊付け）、封印のないもの。

7. 審査方法

(1) 審査内容及びスケジュール

企画提案書及び提案見積書等提出期限後、松阪市立小中学校 児童生徒用タブレット等の整備並びに保守管理プロポーザル審査委員会において、以下のとおり審査を行う。なお、本プロポーザルへの参加希望者が1者であっても同様とする。審査の基準については選定基準を参照のこと。

・審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）・・・非公開

実施日時：令和2年8月27日（木）

実施場所：松阪市子ども支援研究センター

（開催場所及び時間については、後日通知する。）

実施内容：提出書類及びプレゼンテーションで審査を行う。プレゼンテーション時間は40分、質疑応答時間は20分とする。審査の順番は抽選により決定し、別途通知する。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。実際に導入するタブレット・ケース・フィルム・キーボード・ソフトウェア等を手配可能な場合は、デモ機として準備すること。なお、事業者の出席人数は5人以内とする。

(2) 評価点が同点となった場合の取扱い

提案内容評価点が高い者を契約候補者とする。

8. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第31条の規定に基づき、契約締結時に契約保証金を納めるものとする。契約保証金の額は、構築業務の契約金額の100分の10以上とする。

9. 支払いについて

導入支援業務にかかる費用は検査終了後、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。また、機器賃貸借及び通信回線にかかる費用の支払いは、60等分した金額を月額とし、毎月払いとする。なお、月額に端数が生じた場合は契約開始月に支払うものとする。

10. その他

参加申請書の提出後に辞退する場合は、指定の様式（様式第 6 号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和 2 年 8 月 20 日（木）午後 5 時必着）までに、所管課へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、必ず書留、簡易書留又は特定記録郵便とすること。